

久留米大学医学部医学科保護者会会則

- 第1条 本会は、久留米大学医学部医学科保護者会と称し、事務所を久留米大学医学部内に置く。
- 第2条 本会は、久留米大学医学部医学科の教育研究完成に助力することを目的とする。
- 第3条 本会は、医学部医学科学生の保護者及び前条の目的に協力するものをもって組織する。
- 第4条 第2条の目的を達成するために次の事業を行なう。
(1)教育施設の助成 (3)学生及び教職員の福利厚生の助成
(2)研究指導費の補助 (4)その他必要と認める助成
- 第5条 本会に、次の役員を置く。
(1)会 長 1名 (4)学内委員 7名 (うち1名は会計委員)
(2)副会長 2名 (5)監査委員 2名
(3)委員のうち1名は会計委員
- 第6条 役員の任期は、1年とし再任を妨げない。
- 第7条 役員の選出は、次の方法による。
(1)会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
(2)委員は、学年、地域その他の事情を勘案し、各学年の保護者から若干名を選び、総会に報告する。
(3)学内委員は、会長が次の者を委嘱する。
ア 医学部長 エ 附属図書館医学部分館長 (医学科講座主任)
イ 医学部医学科学生委員長 オ 医学部医学科学生委員のうちから2名
ウ 医学部医学科教務委員長 カ 医学部医学科教授のうちから1名 (会計委員)
(4)会計委員は、委員の互選により1名を選出する。
(5)監査委員は、会長が会員のうちから2名委嘱する。
- 第8条 本会の会議は、次の2種とする。
(1)総 会 (2)役員会
- 第9条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。
- 第10条 総会に於いて行なう事項は、次のとおりとする。
(1)会務の報告 (3)会長、副会長及び委員の選出結果報告
(2)予算及び決算の報告 (4)その他必要な事項
- 第11条 役員会は必要のつど開催し、会長が招集する。
- 第12条 役員会に於いて行なう事項は、次のとおりとする。
(1)予算及び決算を審議し決定する。(3)その他重要事項を審議する。
(2)会長、副会長及び委員の選出。
- 第13条 会員は、入会金 20,000 円及び年会費 13,000 円を納入するものとする。
- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
- 第15条 会則の変更は、総会の承認を得なければならない。
- 第16条 保護者会の事務は、会長が久留米大学医学部事務部に委嘱する。

附 則

- 1 この会則は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 第13条に規定する年会費 6,000 円は、昭和42年度会員から適用する。

附 則

- 1 この会則は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 第13条に規定する入会金 20,000 円及び年会費 10,000 円は、昭和49年度新入会員から適用する。

附 則

- 1 この会則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 第7条2項に規定する若干名とは、3名程度を原則とする。

附 則

この会則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 第13条に規定する年会費 13,000 円は、昭和61年度新入会員から適用する。

附 則

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 17 年 11 月 12 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。